規　則

○原子力規制委員会規則第七号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十七条の八第四項並びに第五十九条第一項及び第二項並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月十日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正）

第一条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「のうち、非開放型の構造のもの」を削り、同条第七号中「外接する直方体の一辺が一・五メートル以上の」を削り、「取卸し」の下に「等の取扱い」を加える。

第四条第六号中「位置」の下に「（当該位置に表示を有することが困難である場合は、核燃料輸送物の表面）」を加え、「Ｒａｄｉｏａｃｔｉｖｅ」を「ＲＡＤＩＯＡＣＴＩＶＥ」に改め、同条に次の一号を加える。

十　核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。

第五条第一号中「及び第八号」を「、第八号及び第十号」に改め、同条第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第六条第一号中「前条第一号から第九号まで」を「前条第一号から第八号まで」に改め、同条第二号イ中「前条第十号ロ」を「前条第九号ロ」に改める。

第七条第一号中「及び第七号から第九号まで」を「、第七号及び第八号」に改める。

第九条第一項第二号及び第十条第一項第二号中「第五条第十号イ及びロ」を「第五条第九号イ及びロ」に改める。

第十一条中「ものであるほか、」の下に「第五条第三号に定める基準に適合するもの（ＩＰ－１型輸送物又はＩＰ－２型輸送物として運搬する場合に限る。）及び」を加え、「適合するもの」の下に「（原子力規制委員会の定める要件に適合する核分裂性輸送物として運搬する場合を除く。）」を加える。

第十七条第五号イ中「携行」の下に「し、運搬を終了した日から一年間これを保存」を加える。

第十九条第一項中「第一号から第五号まで」を「第一号から第六号まで」に改める。

第二十三条第二項中「説明書」の下に「及び当該更新を受けようとする承認容器に係る容器承認書」を加え、同条第三項を次のように改める。

３　原子力規制委員会は、第一項に規定する更新をしたときは、容器承認書を書き換えて交付するものとする。

第二十四条第一項中「に当該容器承認書を添えて原子力規制委員会に提出し、その書換えを受けなければならない」を「を原子力規制委員会に提出しなければならない」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる規則の規定中「のうち、非開放型の構造のもの」を削る。

一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第十二条第一項第十号

二　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第五条第一項第十号

三　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条の六第一項第十号

四　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第十四条第一項第十号

五　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第八十八条第一項第十号

六　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第二十五条第一項第十号

七　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十八条第一項第九号

八　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第三十二条第一項第九号

九　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第八十三条第一項第十号

十　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第三十四条第一項第十号

十一　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第六十条第一項第九号

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「（第九号を除く。）」を削る。

第十八条第一項第九号中「車両等であつて」を「運搬器具であつて」に改め、「のうち、非開放型の構造のもの」を削る。

第十八条の四第六号中「位置」の下に「（当該位置に表示を有することが困難である場合は、放射性輸送物の表面）」を加え、同条に次の一号を加える。

九　放射性同位元素の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

第十八条の五第一号中「及び第八号」を「、第八号及び第九号」に改め、同条第七号中「外接する直方体の一辺が一・五メートル以上の」を削り、「取卸し」の下に「等の取扱い」を加え、同条第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第十八条の六第一号中「前条第一号から第九号まで」を「前条第一号から第八号まで」に、同条第二号イ中「前条第十号ロ」を「前条第九号ロ」に改める。

第十八条の七第一号中「及び第七号から第九号まで」を「、第七号及び第八号」に改める。

第十八条の九第一項第二号及び第十八条の十第一項第二号中「第十八条の五第九号イ及びロ」を「第十八条の五第九号イ及びロ」に改める。

第十八条の十三第五号イ中「携行」の下に「し、運搬を終了した日から一年間これを保存」を加える。

第十八条の十九第二項中「説明書」の下に「及び当該更新を受けようとする承認容器に係る容器承認書」を加え、同条第三項を次のように改める。

３　原子力規制委員会は、第一項に規定する更新をしたときは、容器承認書を書き換えて交付するものとする。

第十八条の二十第一項中「に当該容器承認書を添えて、原子力規制委員会に提出し、その書換えを受けなければならない」を「を原子力規制委員会に提出しなければならない」に改める。

（核原料物質の使用に関する規則の一部改正）

第四条　核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

六　オーバーパック　荷送人によつて核原料物質が収納された容器が箱又は袋等（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものを除く。）に収納され、又は包装されているものをいう。